

肝付町国民健康保険に 加入の皆さまへ

◎春は異動の季節です。国保の手続きをお忘れなく！

就職、退職、進学など、春は異動が多い季節です。異動が決まったら、国保の手続きも忘れないように注意しましょう。異動の日から14日以内に届出が必要です。

こんなとき	届出に必要なもの
肝付町に転入してきたとき	・ 転出証明書
肝付町から転出するとき	・ 被保険者証（該当者全員分）
就学のため転出するとき	・ 被保険者証（該当者分） ・ 在学証明書等または学生証 ※学生証はコピーでも可
就学のため親元を離れていた肝付町国保加入者が卒業したとき	・ 被保険者証（該当者分）・ 卒業証明書等 ※卒業後、肝付町に再転入しないときは、肝付町国保を脱退することになります。
就職などにより職場の健康保険に加入したとき 職場の健康保険の被扶養者になったとき	・ 被保険者証（該当者全員分） ・ 職場の被保険者証（該当者全員分） ※資格等取得（喪失）連絡票なども可
退職などにより職場の健康保険を脱退し、 または被扶養者からはずれ、肝付町国保に加入するとき	・ 資格等取得（喪失）連絡票 ※離職票で可の場合もあり

※肝付町内にお住まいの方で、職場の健康保険に加入している方とその被扶養者（任意継続被保険者を含む）、生活保護を受けている方、後期高齢者医療制度の対象となる方以外は、必ず肝付町の国民健康保険に加入しなければなりません。

【問い合わせ先】

肝付町役場 健康増進課 ☎ 0994(65)8412
 内之浦総合支所 町民生活課 ☎ 0994(67)4511
 岸良出張所 ☎ 0994(68)2001